

工事計画変更届に係る起点の考え方について

1. 工事計画変更届に係る起点の考え方

法律に基づき、工事計画を変更した場合には、その時点から30日以内に変更を届け出ることとしている。

この工事計画の変更の起点となる考え方は、変更すべき事案が生じ、変更後の計画等を検討し、それが確定したうえで、決裁者の承認により計画の変更が決定した日としている。その内、変更届でよいのか、変更認可申請とすべきか判断が難しい場合には、行政相談でその対応を確認したうえで決裁者の承認を以て計画の変更が決定した日としている。

変更すべき事案の具体的な例を以下に示す。

【工事計画を変更すべき事案となる例】

- ・ 事業計画の変更に伴い、工事計画の変更が必要となった場合
- ・ 許可取得後、設工認の審査対応に時間を要し、工事計画の変更が必要となった場合
- ・ 契約期間、資材の調達期間の長期化等により、工事計画の変更が必要となった場合

なお、大洗研究所の廃棄物管理施設の許可申請書に記載している工事計画の一部は、事業計画の変更により、工事計画の変更届が必要な状況ではあったものの、変更後の計画が定まらなかったことから、その計画が定まった段階で変更届を出すこととして現在に至ったものである。

2. 今後の対応

工事計画の変更が生じ、変更後の計画が定められるものについては、従来通り、変更届を行うが、工事計画の変更が必要なものの、変更後の工事計画が見通せない場合には、今後、行政相談にて経緯を説明し、その後の対応について相談させていただきたい。

また、今回の件を踏まえ、許可申請書に記載されている各施設の工事計画の変更届が適切に行われるように、安核本部が定期的に確認することとし、工事計画の変更が生じる可能性がある場合は行政相談を行うように指導する。

以上